

◆小泉勝委員 よろしくお願ひいたします。電気事業についてお伺ひさせていただきたいと思ひます。企業局では、水力発電所、そして太陽光発電所を運営しておりまして、再生可能エネルギーを供給していただいているということでもあります。発電施設の老朽化に伴いまして、大規模修繕が必要となってくるわけでありまして、先ほど御説明いただいた配付資料の中にも少し記載があったようではありますが、現在の大規模改修の状況と、今後の計画についてお伺ひさせていただきたいと思ひます。

◎田中勝施設課長 発電所の大規模改修の状況でございますが、老朽化した水力発電所につきましては、固定価格買取制度（FIT制度）というものを活用して大規模改修を行っており、平成27年度から令和元年度にかけて五泉市の田川内発電所を改修いたしました。この発電所につきましては、令和2年1月に運転を再開しております。また、令和元年度から令和6年度にかけて、胎内第一発電所を大規模改修することとしており、今年の4月1日から発電を停止し、現場工事に着手しております。3か所めといたしまして、高田・新高田発電所の大規模改修を令和2年度から準備しておりまして、令和5年度から発電を停止し、工事を行う予定でございます。以上、3か所以外に着手を予定している水力発電所は、現在のところございません。

◆小泉勝委員 ありがとうございます。今ほどFIT制度を利用してということでありましたけれども、今後、FIT制度については見直しが見込まれているというふうにも伺っているところでありますが、今後の大規模改修に与える影響については、企業局としてどのように見ているのか、お伺ひさせていただきたいと思ひます。

◎田中勝施設課長 FIT制度の見直しが大規模改修に及ぼす影響についてでございますが、FIT制度の見直しにより、令和4年度からFIT制度が適用される水力発電所の規模が、現在の3万キロワット未満から1,000キロワット未満に大幅に縮小されることから、見直し後は企業局が保有する水力発電所で新たにFIT制度を活用することができなくなります。また、これから大規模改修を行います高田・新高田発電所につきましては、今年度中のFIT制度の認定に向けて準備をしていることから、制度見直しの影響は受けないものと考えております。来年度以降、企業局が保有する水力発電所の大規模改修にFIT制度を活用することはできなくなりますが、制度の有無にかかわらず、適切な維持管理と計画的な投資により、電力の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

◆小泉勝委員 ありがとうございます。今後も適切な運用に努めていただきたいと思いますとお願ひをさせていただきます。

次に、ダム の 事前放流 についてお伺い させていただきたい と思います。 県内 の 二級水系 の 河川 についても、ダム の 事前放流 に関する 協定 が 締結 された という ふう に 聞いている ところ であり ます けれども、企業局 が 関係 する 発電用 の ダム が ある わけ であり ますが、企業局 の 対応 について お伺い させていただきたい と思います。

◎田中勝施設課長 企業局 の 発電用 ダム の 事前放流 の 対応状況 について でございます けれども、企業局 が 所管 しております 二級水系 の 発電用 ダム につきましては、三面川水系 にある 猿田ダム、胎内川水系 にある 胎内第一ダム、胎内第二ダム、上越市 の 桑取川水系 に ございます 後谷ダム の 4 基 になります。これらの ダム につきましては、県 の 土木部 河川管理課 から 治水協定 の 締結 を 求められ、三面川水系 につきましては 令和 2 年 8 月、胎内川水系 につきましては 令和 2 年 10 月、桑取川水系 につきましては 令和 3 年 1 月に 河川管理者、それから ダム 管理者、関係 利害者 と 治水協定 を 締結 した ところ であり、令和 2 年 5 月に 協定 を 締結 いたしました 一級水系 と 合わせて、企業局 が 関係 する ダム につきましては すべて 協定 の 締結 が 完了 しております。

◆小泉勝委員 詳細な 御説明 ありがとうございます。ダム については それぞれ 目的 が 違う わけ であり まして、生活貯水、あるいは 治水 だとか、今回 の 発電 という ことで、それぞれ の 目的 に 応じて 運用 されている わけ であり ます。企業局 は その 中 でも 発電用 の ダム という ことで あり まして、発電用 の ダム について の 事前放流 の 運用 に 当たって、何か 特殊な 課題 が ありましたら お伺い させていただきたい と思います。併せて、課題 が ありましたら、その 対応 についても お伺い させていただきたい と思います。

◎田中勝施設課長 事前放流 の 運用上 の 課題 について でございます けれども、治水協定 に 基づき 事前放流 を 行った 際に 発生 した 損失 に対する 補てん につきましては、国 が 作成 した 事前放流 ガイドライン という の が ござい まして、そちら に 定め られて おります。現段階 で は 損失補てん に 係る 算定方式 の 詳細 が いまだ に 示 されて いない ことから、損失補てん を 見込みづら い 状況 となっている ことが 課題 と 考えて おります。企業局 では、この 課題 に対し まして、他 の 公営電気事業者 と 連携 し、国 に対して 働きかけ を 行っている ところ でございます。

◆小泉勝委員 損失補てん の 詳細 が まだ 示 されていない という こと なの ですので けれども、いつ ごろ 示 される という ような、何か 見通し は ある の でしょうか。

◎田中勝施設課長 具体的な 見通し については、現在 の ところ 示 されて おり ません。

◆小泉勝委員 ありがとうございます。実際に 事前放流 する という こと になります と、河川 管理者 と の さまざま 細かい 調整 が 必要 になって くる の かな という ふう に 思っ て おります。

そこで、土木部との調整について、詳細をどのように進められているのかお伺いし、質問を終わりたいと思います。

◎田中勝施設課長 土木部との調整についてでございますが、治水協定締結後も、水系ごとに実際の運用につきまして意見交換を行っているところであり、今後も関係者との情報共有に努めてまいりたいというふうに考えております。